給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００００２号

東京都足立区足立３―13―11―1106

再生債務者　伊東　正人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年７月３日まで

平成24年６月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００１０号

東京都昭島市緑町１―２―７

再生債務者　穐間　幸男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年７月３日まで

平成24年６月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号

長野県塩尻市大門田川町150番地82

再生債務者　中村　公司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年７月19日まで

平成24年６月21日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２６号

京都市左京区岡崎東福ノ川町43番地51

再生債務者　安久　和広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月21日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１号

愛媛県越智郡波方町小部甲706番地

再生債務者　菊川　徳子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月21日　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（再ロ）第１号

三重県鈴鹿市深溝町1557番地の３

再生債務者　平井　光也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月21日　津地方裁判所再生係

平成２４年（再ロ）第１９号

大阪府枚方市楠葉野田２丁目47番17号

再生債務者　吉岡　武将

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第２号

埼玉県川口市北原台２丁目17番10―604号

セントヒルズ東川口

再生債務者　勝又　章

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年６月21日

さいたま地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月三十日

掲載頁　二二五頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十五日

掲載頁　六十九頁（号外第一六二号）

平成二十四年六月二十九日

東京都新宿区簞笥町二二番地

（甲）タリーズコーヒージャパン株式会社

代表取締役　荻田　築

東京都新宿区簞笥町二二番地

（乙）ＲＣダイニング株式会社

代表取締役　町澤　慎一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は、平成二十四年六月二十七日に終了しており、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに平成二十四年五月二十三日に合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.niigata-kotsu.co.jp/ir

平成二十四年六月二十九日

新潟県新潟市中央区万代一丁目六番一号

（甲）新潟交通株式会社

代表取締役　佐藤　丈二

新潟県新潟市中央区万代一丁目六番一号

（乙）株式会社万代開発

代表取締役　大嶋　徳之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.sanjokikai.co.jp

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年六月二十九日

新潟県三条市猪子場新田一三〇〇番地

（甲）株式会社三條機械製作所

代表取締役社長　村田　哲夫

新潟県三条市東光寺三〇〇五八番地

（乙）株式会社村田商事

代表取締役　村田　哲夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　伊勢新聞

掲載の日付　平成二十四年六月十九日

掲載頁　六頁

（乙）平成二十四年六月一九日の計算書類の公告義務はありません。

三重県松阪市山室町二三四八番地三

（甲）株式会社三宅組

代表取締役　三宅　良明

三重県松阪市内五曲町二八番地の二

（乙）有限会社三宅興産

代表取締役　三宅　良明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の振動計の製造事業等に関する権利義務を承継しＺは甲がそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月二十八日

掲載頁　七十二頁（号外第一一五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月二十八日

掲載頁　三十一頁（第五八〇八号）

平成二十四年六月二十九日

東京都荒川区荒川一丁目五四番九号

（甲）倉橋護謨工業株式会社

代表取締役　倉橋　正司

東京都荒川区西日暮里二丁目二二番九号

（乙）株式会社東京測振

代表取締役　横井　勇